



宮 崎 県 公 報

令和8年3月26日(木曜日) 第699号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

規 則

- 証明手数料徴収規則の一部を改正する規則…………… (財政課) 1
 - 児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則…………… (障がい福祉課) 1
- ### 告 示
- 議決された予算の要領の公表…………… (財政課) 2
 - 森林病虫害等防除法に基づく駆除命令 (薬剤防除) …………… (自然環境課) 2
 - 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同

意…………… (水産政策課) 3

公 告

- 土地改良区の役員の退任の届出 (4件) …………… (団体指導検査課) 3
 - 海岸法第2条の3第1項の規定による日向灘沿岸海岸保全基本計画の変更…………… (農村整備課) 3
 - くろまぐろ (小型魚) 及びくろまぐろ (大型魚) に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量…………… (漁業管理課) 3
- ### 企業局企業管理規程
- 企業局保安規程の一部を改正する企業管理規程…………… 4
- ### 県議会規則
- 宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則…………… 5

規 則

証明手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第11号

証明手数料徴収規則の一部を改正する規則

証明手数料徴収規則 (昭和32年宮崎県規則第26号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表 (第2条関係)				別表 (第2条関係)			
事 務	区 分	単 位	金 額	事 務	区 分	単 位	金 額
[略]				[略]			
2 法人又は法人の役員に関する証明	(1) [略] (2) 土地改良法第18条第17項又はこれを準用する同法第84条の規定により知事に届け出てある土地改良区等の役員であること及び土地改良区等の代表者の印鑑であることの証明	[略]		2 法人又は法人の役員に関する証明	(1) [略] (2) 土地改良法第18条第18項又はこれを準用する同法第84条の規定により知事に届け出てある土地改良区等の役員であること及び土地改良区等の代表者の印鑑であることの証明	[略]	
[略]				[略]			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第12号

児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収に関する規則（昭和40年宮崎県規則第20号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表第1（第3条関係） [略] [略] 備考 1～3 [略] 4 措置児童等の属する世帯の階層区分がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。 (1)・(2) [略] (3) 次に掲げる在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、法第24条の2第1項の障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（同法第5条第6項、第7項及び第12項から第14項までに規定するサービスに限る。）又は同法附則第22条に規定する特定旧法受給者を除く。）のいる世帯 ア～エ [略] (4) [略] 5～7 [略]	別表第1（第3条関係） [略] [略] 備考 1～3 [略] 4 措置児童等の属する世帯の階層区分がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。 (1)・(2) [略] (3) 次に掲げる在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、法第24条の2第1項の障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（同法第5条第6項、第7項及び第12項から第15項までに規定するサービスに限る。）又は同法附則第22条に規定する特定旧法受給者を除く。）のいる世帯 ア～エ [略] (4) [略] 5～7 [略]

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収に関する規則別表第1の規定は、令和7年10月分の費用の徴収から適用し、同年9月以前の月分の費用の徴収については、なお従前の例による。

告 示

宮崎県告示第 218号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 219条第2項の規定により、令和8年2月宮崎県議会定例会において議決された予算の要領を別冊のとおり公表する。

令和8年3月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 219号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

令和8年3月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 区域及び期間

(1) 区域

宮崎市、延岡市、日南市、小林市、日向市、高鍋町、新富町、川南町及び門川町に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

る。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を、宮崎県環境森林部自然環境課、関係農林振興局並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

令和8年5月1日から令和8年6月30日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれのある樹木を所有し、又は管理する者は、次の各号に掲げる措置のいずれかを行うこと。

(1) 当該樹木に、航空機を利用して行う薬剤による防除を実施すること。

(2) 当該樹木に、地上からの薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1(1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと
。

宮崎県告示第 220号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）
第 108条第 4 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

令和 8 年 3 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	令和 8 年 2 月 20 日
発起人の住所及び氏名	延岡市 株式会社タカスイ 代表取締役 高須 清光 延岡市 株式会社桑原水産 代表取締役 高須 清光
加入区 の 名 称	北浦加入区
区 域	北浦漁業協同組合の地区
区 分	大型まき網漁業（総トン数20トン以上の漁船により、まき網を使用して行う漁業をいう。）

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、
樺山土地改良区（三股町）の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和 8 年 3 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	山 元 宏 一	北諸県郡三股町大字樺山4409番地 2

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、
蓼池土地改良区（三股町）の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和 8 年 3 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	山 元 宏 一	北諸県郡三股町大字樺山4409番地 2

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、
山新土地改良区（三股町）の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和 8 年 3 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	下 沖 渡	北諸県郡三股町今市18番地 2
監 事	山 元 宏 一	北諸県郡三股町大字樺山4409番地 2

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、
勝岡土地改良区（三股町）の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和 8 年 3 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	山 元 宏 一	北諸県郡三股町大字樺山4409番地 2

海岸法（昭和31年法律第 101号）第 2 条の 3 第 1 項の規定により
定めた日向灘沿岸海岸保全基本計画を変更したので、次のとおり公表する。

（「次のとおり」は、省略し、その計画書を宮崎県中部農林振興局、
宮崎県南那珂農林振興局、宮崎県東臼杵農林振興局、宮崎県宮崎土木事務所、
宮崎県日南土木事務所、宮崎県串間土木事務所、宮崎県高鍋土木事務所、
宮崎県日向土木事務所、宮崎県延岡土木事務所、宮崎県中部港湾事務所、
宮崎県油津港湾事務所及び宮崎県北部港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。）

令和 8 年 3 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

漁業法（昭和24年法律第 267号）第16条第 1 項の規定により、
くろまぐろに関する令和 8 管理年度における知事管理漁獲可能量を
令和 8 年 3 月 9 日付けで次のとおり定めたので、同条第 4 項の規定により
公表する。

令和 8 年 3 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和 8

管理年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量（漁業法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量をいう。）は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

第1 くろまぐろ（小型魚）

知事管理区分	数 量
宮崎県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	15.9トン
宮崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（4月から6月まで）	1.9トン
宮崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（7月から9月まで）	1.0トン
宮崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（10月から12月まで）	1.8トン

宮崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（1月から3月まで）	5.0トン
-----------------------------	-------

第2 くろまぐろ（大型魚）

知事管理区分	数 量
宮崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業（4月から12月まで）	24.0トン
宮崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業（1月から3月まで）	4.2トン
宮崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業（4月から9月まで）	2.0トン
宮崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業（10月から3月まで）	1.4トン

企業局企業管理規程

企業局保安規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和8年3月26日

宮崎県企業局長 松 浦 直 康

宮崎県企業局企業管理規程第2号

企業局保安規程の一部を改正する企業管理規程

企業局保安規程（昭和62年宮崎県企業局企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前							改正後						
別表第3（第12条関係） 巡視、点検及び検査に関する基準							別表第3（第12条関係） 巡視、点検及び検査に関する基準						
設 備	巡 視		点 検（検査を含む）			備 考	設 備	巡 視		点 検（検査を含む）			備 考
	機器 設備	頻度	機器 設備	項目	頻度			機器 設備	頻度	機器 設備	項目	頻度	
水 力 発 電 設 備 ダム 水路 及び 貯水 池又は 調整池)	ダム	1回 / 月	[略]	[外部 点検]	[略]	[略]	ダム	1回 / 月	[略]	[外部 点検]	[略]	[略]	
	水路 工作 物 (ダム 水路 及び 貯水 池又は 調整池)	[略]	[略]	[外部 点検]	[略]	[略]	水路 工作 物 (ダム 水路 及び 貯水 池又は 調整池)	[略]	[略]	[略]	[外部 点検]	[略]	[略]
						(※) (※4) 地形・地質・点検実績等により、設備保安上問題がないと判断されるものについては、点検頻度を、導水路は1回/5年、放水路は1回/10年を限度に減少させることができる。						(※) (※4) 地形・地質・点検実績等により、設備ごとの特性を考慮して点検頻度を増減させることができる。	

[略]

[略]

[略]

[略]

附 則

この企業管理規程は、公表の日から施行する。

県議会規則

宮崎県議会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 26 日

宮崎県議会議長 外 山 衛

宮崎県議会規則第 1 号

宮崎県議会議規則の一部を改正する規則

宮崎県議会議規則（平成10年宮崎県議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">（出席又は欠席の届出）</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の <u>6 週間</u>（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後 8 週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。</p>	<p style="text-align: center;">（出席又は欠席の届出）</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の <u>8 週間</u>（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後 8 週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

--	--